

第2 人畜倉庫指定要綱の一部改正関係

人畜倉庫指定要綱の一部を次のように改正する。

- 1 第2から第5まで、第8から第12まで（見出しを含む）、第14から第19まで（見出しを含む）並びに
別記様式1、別添1、別添2、別記様式2、別記、別記様式3中「および」を
「及ぶ」に、「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に、「行なわせむ」を「行わせむ」に、
「行なわぬ」を「行わぬ」に、「行ない」を「行い」に、「行なふ」を「行ふ」に、「もしくは」
を「若しくは」に、「ならびに」を「並びに」に改める。
- 2 第3中「植物防疫所長」を「植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。）」に改める。
- 3 第4中「植物防疫所長（支所長、及ぶ出張所長を含む。以下同じ。）」を「植物防疫所長（植物防疫

3 耐久性ハッチ蓋を有する ものであり、ハッチ蓋が船体 と密着させることができるもの	ねじ等が常備されて いるもの					
--	-------------------	--	--	--	--	--

- 6 別記様式1の記の部分以外の部分中「別記様式1」を「別記様式1(第4関係)」に改める。
- 7 別記様式2の記の部分以外の部分中「別記様式2」を「別記様式2(第8関係)」に改める。
- 8 別記様式3の記録表以外の部分中「別記様式3」を「別記様式3(第9関係)」に改める。

事務所長、支所長及出張所長を含む。以下同じ。）」に改める。

4 第15中「農政局植物防疫課長」を「農畜園芸局植物防疫課長」に、「植物防疫所」を「植物防疫所（植物防疫事務所、支所及出張所を含む。）」に改める。

5 別表を次のように改める。

別表（第17関係）

構 造	材 質	密閉装置	ガス保持力	循環装置	備 考
次の1及2又は1及3に該当するもの		次の1又は2に該当するもの			次の基準に適合するものは、A級倉庫と同等とみなす。
1 居住場所として使用されているもの又は居住者の入室が可能な措置が講じられているもの	鉄製のもの	1 天幕と船体とに密着させることが出来るゴムベルト、木楔等の密閉装置が常備されているもの	70%以上		
2 耐久固定天幕が常備されているもの又はこれと同等以上の効果を有する密閉装置を有するものであって、その天幕等とパツ口とに密着させることが出来るもの		2 ハッチ蓋を船体とに密着させることが出来るゴムパッキン及び密閉用パッキン		船体内部にガス循環のためのガス吐出管及びガス吸入管が設置されているもの	次の基準に適合するものは、A級倉庫又はA級サイロと同等とみなす。